

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：笠間市、笠間市消防本部

令和8年7月22日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.01%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.51%
全職員	70.92%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	94.8%
本庁係長相当職	92.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	89.4%
26～30年	84.5%
21～25年	84.5%
16～20年	94.4%
11～15年	89.5%
6～10年	97.5%
1～5年	94.2%

【説明欄】

【職員給与の男女の差異の算出根拠となる換算職員数】

- ・ 任期の定めのない常勤職員
 - 男性職員 441 人
 - 女性職員 235 人
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員
 - 任期付職員
 - 男性職員 7 人
 - 女性職員 3 人
 - 再任用短時間勤務職員
 - 男性職員 18 人
 - 女性職員 3 人
 - 会計年度任用職員
 - 男性職員 108 人
 - 女性職員 305 人

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	12.9%

【説明欄】

【管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の算出根拠となる職員数】
(令和7年4月1日時点)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ・ 管理的地位にある職員
(本庁課長相当職以上) | 男性職員 61 人
女性職員 9 人 |
|-----------------------------|-----------------------|

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	16.4%
本庁課長補佐相当職	24.7%
本庁係長相当職	27.4%

【説明欄】

【各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の算出根拠となる職員数】
(令和7年4月1日時点)

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・ 本庁部局長・次長相当職 | 男性職員 15 人
女性職員 0 人 |
| ・ 本庁課長相当職 | 男性職員 46 人
女性職員 9 人 |
| ・ 本庁課長補佐相当職 | 男性職員 55 人
女性職員 18 人 |
| ・ 本庁係長相当職 | 男性職員 82 人
女性職員 31 人 |

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和7年度
男性	60.0%
女性	100.0%

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	11.1%	0.0%	—	0.0%
2 週間以上 1 月以下	88.9%	0.0%	—	0.0%
1 月超 3 月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
3 月超 6 月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
6 月超 9 月以下	0.0%	14.3%	—	50.0%
9 月超 12 月以下	0.0%	71.4%	—	50.0%
12 月超 24 月以下	0.0%	14.3%	—	0.0%
24 月超	0.0%	0.0%	—	—

【男女別の育児休業取得率の算出根拠となる職員数】

- | | | | | |
|-----------|------|-------|---------|----|
| ・常勤職員 | 男性職員 | 取得対象者 | 15人、取得者 | 9人 |
| | 女性職員 | 取得対象者 | 7人、取得者 | 7人 |
| ・会計年度任用職員 | 女性職員 | 取得対象者 | 2人、取得者 | 2人 |

※会計年度任用職員の男性職員については、取得対象者がおりませんでした。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	14.9 時間／月
内部部局等以外	5.3 時間／月

【説明欄】

【算出根拠となる勤務時間及び職員数】

・ 内部部局等に勤務する職員

正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた総勤務時間 58,809 時間

管理的地位にある職員以外の職員（延べ人数） 3,950 人

・ 内部部局等以外に勤務する職員

正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた総勤務時間 19,440 時間

管理的地位にある職員以外の職員（延べ人数） 3,650 人